伊那市水防計画

（令和７年３月１９日修正）

伊那市防災会議

目　　次

第１章　総　則 …… 1
第１節　目　的 …… 1
第２節　計画の方針 …… 1
第３節　計画策定等の手続き …… 1
第４節　水防用語 …… 1
第５節　水防の責任等 …… 3
第２章　水防組織 …… 6
第１節　組　織 …… 6
第２節　水防機関の定員 …… 9
第３節　水防関係機関の連絡系統 …… 11
第３章　予報及び警報 ……12
第１節　気象庁が行う予報及び警報 ……12
第２節　洪水予報河川における洪水予報 ……18
第３節　水位周知河川における水位到達情報 ……23
第４節　水防警報等 ……26
第４章　水防活動 ……30
第１節　市の非常配備 ……30
第２節　水防団の非常配備 ……31
第３節　出動指令・警報等の伝達系統……33
第４節　巡視及び警戒 ……34
第５節　水防作業上の心得 ……34
第６節　水防活動 ……35
第７節　安全の確保 ……35
第８節　被害情報の通報 ……36
第９節　避難のための立ち退き ……36
第10節　非常配備の解除 ……37
第11節　水防の報告 ……37
第12節　水防訓練 ……37
第５章　重要水防区域・ダム・水門等 ……38
第１節　重要水防区域 ……38
第２節　出水による交通遮断が予想される橋梁 ……38
第３節　ダム・せき・水門の操作管理 ……38
第４節　ダム・水門等の放流通報 ……38

第６章　水防施設 ……41
第１節　水防倉庫及び資器材 ……41
第２節　水防倉庫及び資器材の管理 ……41
第３節　通信連絡 ……41
第４節　非常輸送の確保 ……42
第７章　水位、雨量観測施設・通報 ……43
第１節　水位観測施設・通報 ……43
第２節　雨量観測施設・通報 ……44
第３節　水位情報の収集提供システム ……44
第４節　水位及び雨量の通報系統図 ……46
第８章　協力・応援 ……47
第１節　応援による水防活動の実施 ……47
第２節　警察官の援助要求 ……47
第３節　自衛隊の災害派遣要請 ……47
第４節　国（河川事務所、地方気象台等）との連携……47
第５節　住民、自主防災組織等との連携……48
第９章　費用負担と公用負担 ……49
第１節　費用負担 ……49
第２節　公用負担 ……49
第10章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ……51
第１節　洪水対応 ……51

別　紙　類

別紙１　（通知）美和ダム洪水警戒体制の通知（小渋を美和に置換）　……54
別紙２　（情報）美和ダム洪水警戒体制解除の情報（１）　……55
（ゲート放流を行った場合）
別紙３　（情報）美和ダム洪水警戒体制解除の情報（２）　……56
（ゲート放流を行わなかった場合）
別紙４　（通知）美和ダム放流開始の通知　……57
別紙５　（通知）美和ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知　…58
別紙６　（情報）美和ダム防災操作（洪水調節）開始の情報　……59
別紙７　（情報）美和ダム防災操作（洪水調節）終了の情報　……60
別紙８　（重要情報）美和ダム異常洪水時防災操作（４時間前）の至急情報
……61
別紙９　（重要通知）美和ダム異常洪水時防災操作（３時間前）の至急情報
……62
別紙10　（重要通知）美和ダム異常洪水時防災操作（１時間前）の至急情報
……63
別紙11　（重要通知）美和ダム異常洪水時防災操作開始の至急情報　……64
別紙12　（情報）美和ダム異常洪水時防災操作終了の情報　……65
別紙13　（情報）美和ダム放流終了の情報　……66
別紙14　（ＦＡＸ）美和ダム情報【洪水警戒体制情報】　……67
別紙15　（ＦＡＸ）美和ダム情報【放流・増加予定情報】　……68
別紙16　（ＦＡＸ）美和ダム情報【洪水調節情報】　……69
別紙17　（ＦＡＸ）美和ダム情報【異常洪水時防災操作（４時間前)】……70
別紙18　（ＦＡＸ）美和ダム情報【異常洪水時防災操作（３時間前)】……71
別紙19　（ＦＡＸ）美和ダム情報【異常洪水時防災操作（１時間前)】……72
別紙20　（ＦＡＸ）美和ダム情報【異常洪水時防災操作（開始)】……73
別紙21　（ＦＡＸ）美和ダム情報【異常洪水時防災操作（終了)】……74
別紙22　美和ダム警報設備等利用フロー　……75
別紙23　美和ダム放流警報設備の利用要求書（様式１）　……76
別紙24　美和ダム放流警報設備の操作結果報告書（様式２）　……77
別紙25　（通知）高遠ダム予備警戒体制の通知　……78
別紙26　（通知）高遠ダム洪水警戒体制の通知　……79
別紙27　（情報）高遠ダム警戒体制切替の情報　……80
別紙28　（情報）高遠ダム洪水警戒体制解除の情報　……81
別紙29　（情報）高遠ダム予備警戒体制解除の情報　……82

別紙30　（通知）高遠ダム放流開始の通知 ……83
別紙31　（通知）高遠ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知　84
別紙32　（情報）高遠ダム放流終了の情報 ……85
別紙33　（通知）藤沢川取水堰堤放流開始の通知 ……86
別紙34　（情報）藤沢川取水堰堤放流停止の情報 ……87
別紙35　（通知）釜口水門放流に関する通知（通知用紙２） ……88
（通知）釜口水門放流に関する通知（通知用紙３） …… 89
別紙36　（ＦＡＸ）天竜川情報 ……90
別紙37　（報告）水防施設報告書（様式３号）……91
別紙38　（報告）水防資器材備蓄報告書（様式４号） ……92
別紙39　（報告）水害報告（様式５号） ……93
別紙40　（報告）水防てん末報告（様式６号） ……94
別紙41　水防情報系統図 ……95
別紙42　天竜川上流河川事務所との確認事項 ……96
別紙43　県との確認事項 …… ……97
別紙44　避難確保計画のひな形 ……98
避難確保計画（様式編 目次） ……99
避難確保計画（様式１ 計画の目的等） ……100
避難確保計画（様式２ 防災体制）……101
避難確保計画（様式３ 情報収集・伝達）……103
避難確保計画（様式４ 避難誘導） ……104
避難確保計画（様式５ 避難の確保を図るための施設の整備等）
……105
避難確保計画（様式６ 自衛水防組織の業務に関する事項 ……106
避難確保計画（様式７ 防災教育及び訓練の年間計画）……107
避難確保計画（様式８ 利用者緊急連絡先一覧表） ……108
避難確保計画（様式９ 緊急連絡網） ……109
避難確保計画（様式10 外部機関等の緊急連絡先一覧表）……110
避難確保計画（様式11 対応別避難誘導一覧表） ……111
避難確保計画（様式12 防災体制一覧表） ……112
避難確保計画（別添 自衛水防組織活動要領） ……113
避難確保計画（別表１ 自衛水防組織の編成と任務） ……114
避難確保計画（別紙１ 施設周辺の避難地図） ……115
別紙45　洪水予報発表様式（国土交通省） ……116
別紙46　水防警報発表様式（国土交通省） ……118
別紙47　水防警報発表様式（長野県） ……121

第１表　非常通信等連絡先及び関係機関連絡一覧表　……121
第２表　台風接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報等の発令等に着目した天竜川タイムライン　……123
第３－１表　浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表　……124
第３－２表　伊那市から要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法　…126
第４表　重要水防区域評定基準　……127
第５表　重要水防区域一覧表　……128
第６表　出水による交通遮断が予想される橋梁　……135
第７表　水防上重要なダム、水門の操作　……138
第８表　天竜川の排水ひ管等操作基準　……140
第９表　水防倉庫一覧表　……141
第10表　水防倉庫備蓄一覧表　……142
第11表　雨量観測所一覧表　……144
第12表　水防信号　……146

第１章　総　　則

第１節　目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第４条（指定水防管理団体）の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体である伊那市が、法第 33 条第１項の規定に基づき、伊那市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

また、この計画は長野県水防計画との整合性・関連性を有する。

第２節　計画の方針

発生が予想される水害のうち、その及ぼす被害の程度が大きく、又は発生頻度の高いものを対象としてこれを定め、その他の小規模災害については、この計画を準用して対処する。

第３節　計画策定等の手続き

１　水防管理者（市長）は、法の規定によりこの計画を定め、又は変更する場合は、伊那建設事務所長と協議するものとする。

２　水防管理者（市長）は、法の規定によりこの計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するとともに、遅滞なく長野県知事に届け出なければならない。

第４節　水防用語

主な水防用語は、次のとおりである。

１　水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第２条第２項）

２　指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第４条）

３　水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者、長、若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第２条第３項）

４　消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第９条に規定する消防の機関（上伊那広域消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第２条第４項）

５　消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（法第２条第５項）

6　水防団

法第６条に規定する水防団をいい、消防団がその任にあたる。

7　量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第２条第７項、法第10条第３項）

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）

8　水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第１項）

9　洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。（法第10条第２項、第11条第１項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の２第２項及び第３項）

10　水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第２条第８項、第16条）

11　水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）

12　水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13　水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14　氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15　避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16　氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17　洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18　重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

19　洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）

第５節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

１　県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第３条の６）

主な事務

(1) 指定水防管理団体の指定（法第４条）

(2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）

(3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２）

(4) 都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）

(5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第３項）

(6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項）
(7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
(8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第２項）
(9) 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の４）
(10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
(11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
(12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示
（法第16条第１項、第３項及び第４項）
(13) 水防信号の指定（法第20条）
(14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
(15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
(16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
(17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
(18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

２　水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第３条）

主な事務

(1) 水防団の設置（法第５条）
(2) 水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
(3) 平常時における河川等の巡視（法第９条）
(4) 水位の通報（法第12条第１項）
(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
（法第15条）
(6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の２）
(7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の３）
(8) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
(9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
(10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項）
(11) 警戒区域の設定（法第21条）
(12) 警察官の援助の要求（法第22条）
(13) 他の水防管理者又は市町村若しくは消防長への応援要請（法第23条）
(14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条及び第26条）
(15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第３項）
(16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
(17) 水防訓練の実施（法第32条の２）
(18) 水防計画の作成及び要旨の公表（指定水防管理団体）（法第33条第１項及び第３項）

(19) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
(20) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
(22) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
(23) 消防事務との調整（法第 50 条）

3　国土交通省の責任

(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２）
(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項、気象業務法第14条の２第２項）
(3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
(4) 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の４）
(5) 水位情報の通知及び周知（法第13条第１項）
(6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
(7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の９）
(8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第１項及び第２項）
(9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
(10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
(11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4　気象庁の責任

(1) 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表及び通知
（法第10条第１項及び気象業務法第14条の２第１項）
(2) 洪水予報の発表及び通知
（法第10条第２項、第11条第１項、並びに気象業務法第14条の２第２項及び第３項）

5　居住者等の義務

(1) 水防への従事（法第24条）
(2) 水防通信への協力（法第27条）

6　水防協力団体の義務

(1) 決壊の通報（法第25条）
(2) 決壊後の処置（法第26条）
(3) 水防訓練の実施（法第32条の２）
(4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条及び第39条）

第２章　水防組織

第１節　組　織

１　水防本部の設置

水防管理者（市長）は、水防に関係のある注意報・警報・特別警報の発表又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるとき、伊那市水防本部を設置する。

ただし、伊那市災害警戒本部又は伊那市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入される。

２　水防本部の設置場所

本庁、庁議室及び 501・502 会議室とする。

なお、本庁の代替施設を伊那市防災コミュニティーセンターとする。

３　水防本部の解散

(1) 洪水の危険が解除されたとき。

(2) 県水防本部長（知事）から解除の指示を受けたとき。

(3) 伊那市災害警戒本部又は伊那市災害対策本部が設置されたときは、当該本部に移行する.

4　水防本部等の構成

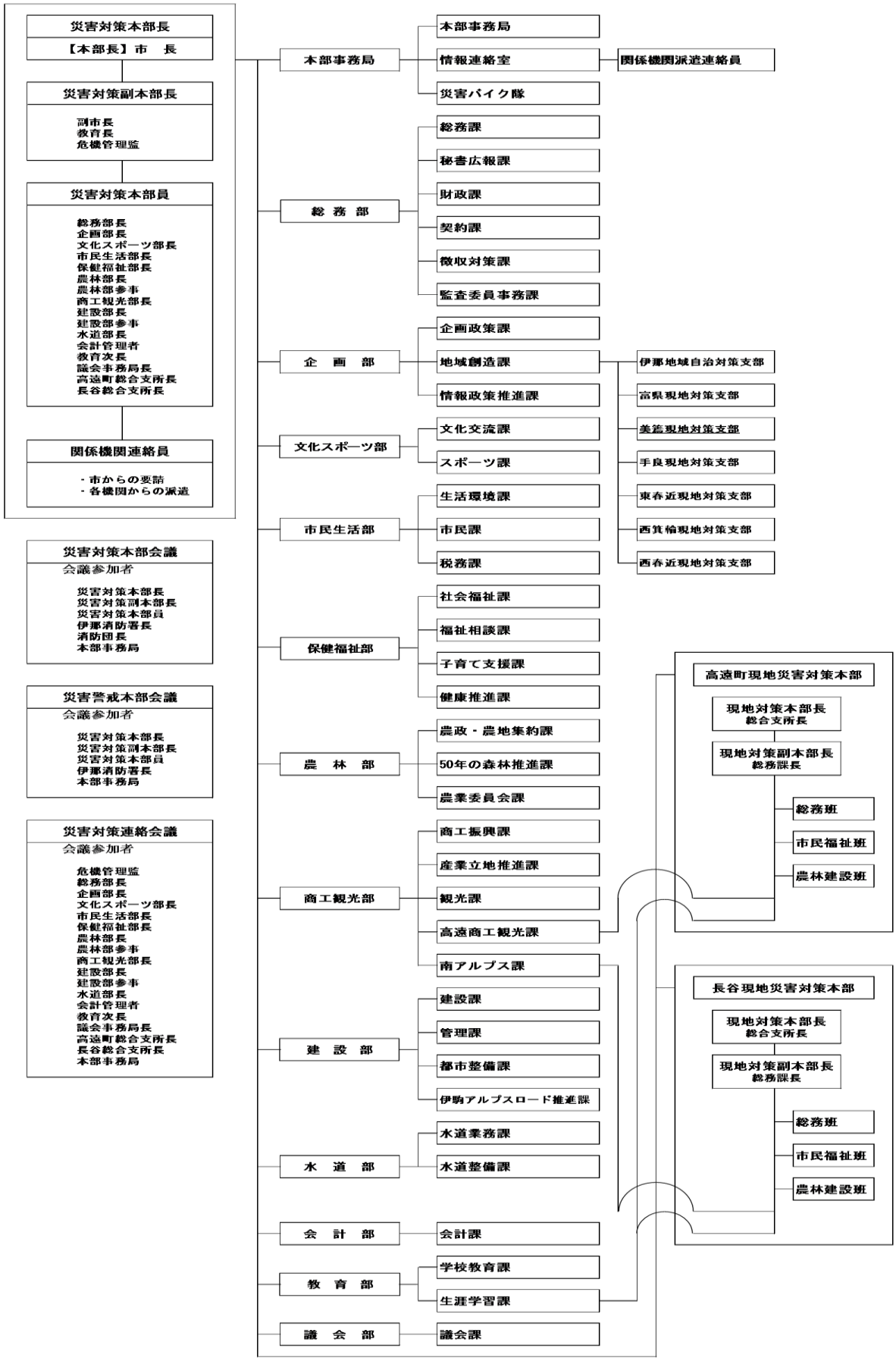
災害対策本部長
【本部長】市　長
災害対策副本部長
副市長
教育長
危機管理監
災害対策本部員
総務部長
企画部長
文化スポーツ部長
市民生活部長
保健福祉部長
農林部長
農林部参事
商工観光部長
建設部長
建設部参事
水道部長
会計管理者
教育次長
議会事務局長
高遠町総合支所長
長谷総合支所長
関係機関連絡員
・市からの要請
・各機関からの派遣
災害対策本部会議
会議参加者
災害対策本部長
災害対策副本部長
災害対策本部員
伊那消防署長
消防団長
本部事務局
災害警戒本部会議
会議参加者
災害対策本部長
災害対策副本部長
災害対策本部員
伊那消防署長
本部事務局
災害対策連絡会議
会議参加者
危機管理監
総務部長
企画部長
文化スポーツ部長
市民生活部長
保健福祉部長
農林部長
農林部参事
商工観光部長
建設部長
建設部参事
水道部長
会計管理者
教育次長
議会事務局長
高遠町総合支所長
長谷総合支所長
本部事務局
本部事務局
本部事務局
情報連絡室
関係機関派遣連絡員
災害バイク隊
総　務　部
総務課
秘書広報課
財政課
契約課
徴収対策課
監査委員事務課
企　画　部
企画政策課
地域創造課
伊那地域自治対策支部
富県現地対策支部
美篶現地対策支部
手良現地対策支部
東春近現地対策支部
西箕輪現地対策支部
西春近現地対策支部
情報政策推進課
文化スポーツ部
文化交流課
スポーツ課
市民生活部
生活環境課
市民課
税務課
保健福祉部
社会福祉課
福祉相談課
子育て支援課
健康推進課
農　林　部
農政・農地集約課
50年の森林推進課
農業委員会課
商工観光部
商工振興課
産業立地推進課
観光課
高遠商工観光課
南アルプス課
建　設　部
建設課
管理課
都市整備課
伊駒アルプスロード推進課
水　道　部
水道業務課
水道整備課
会　計　部
会計課
教　育　部
学校教育課
生涯学習課
議　会　部
議会課
高遠町現地災害対策本部
現地対策本部長
総合支所長
現地対策副本部長
総務課長
総務班
市民福祉班
農林建設班
長谷現地災害対策本部
現地対策本部長
総合支所長
現地対策副本部長
総務課長
総務班
市民福祉班
農林建設班

(1) 伊那市水防本部の組織は、次のとおりとし、事務分掌は伊那市地域防災計画の事務分掌とする。

(2) 伊那市水防団（伊那市消防団）の組織は、次のとおりとする。

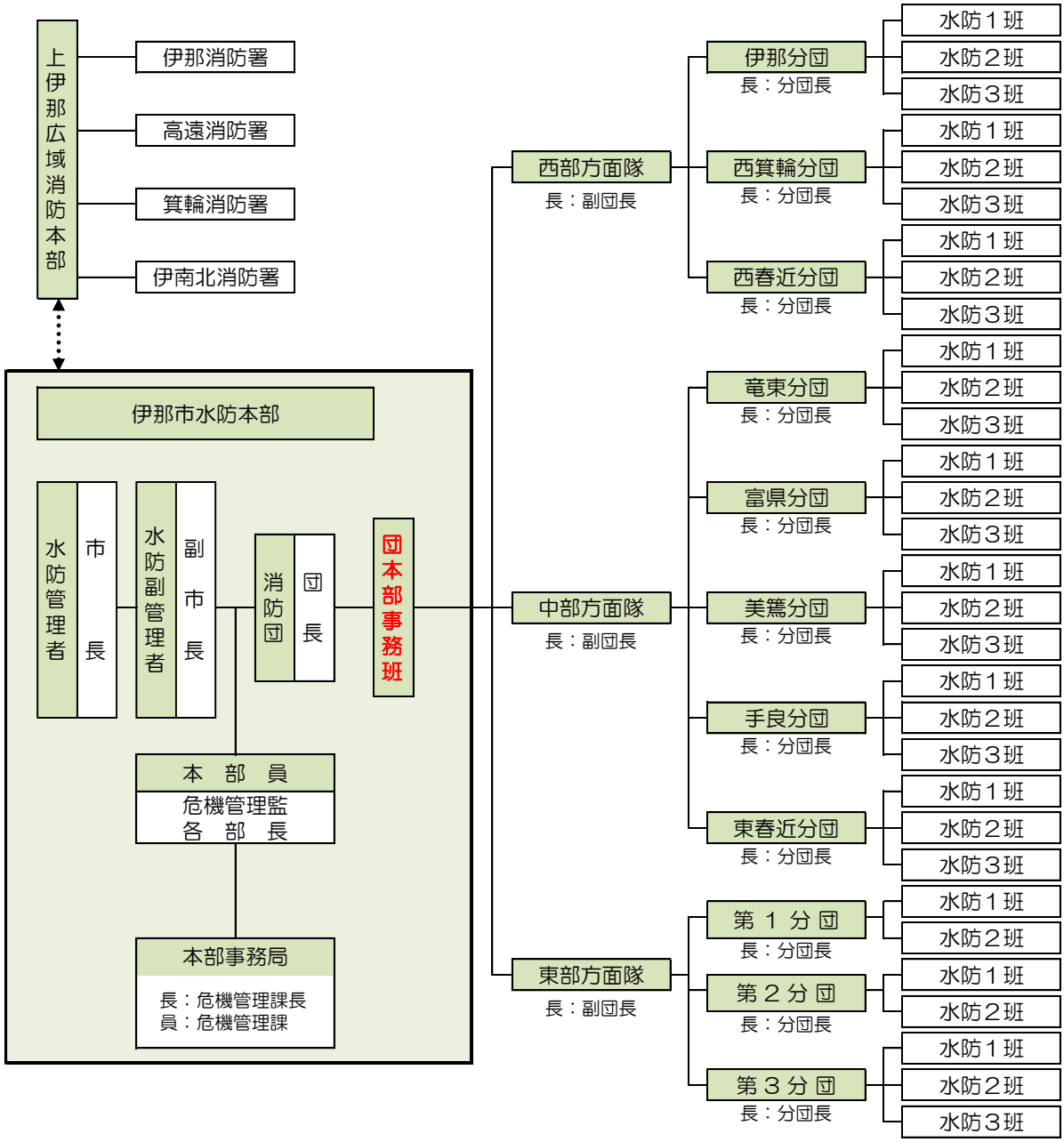

5　水防団の事務分掌

伊那市水防団（伊那市消防団）の事務分掌は、次のとおりとする。

班	分　　掌
団本部事務班	1　水防本部との連絡調整に関すること。 2　方面隊との連絡調整に関すること。 3　方面隊をまたぐ分団の配備に関すること。 4　各消防署との連絡調整に関すること。 5　通信統制に関すること。 6　団員の安全確保に関すること。
方　面　隊	1　方面隊の水防指令に関すること。 2　方面隊の運用に関すること。 3　方面隊の応援要請に関すること。 4　水防団本部との連絡調整に関すること。 5　水防情報の収集・分析・報告に関すること。 6　方面隊内の通信統制に関すること。 7　団員の安全確保に関すること。
分団本部	1　水防情報の収集に関すること。 2　消防団員等の招集に関すること。 3　水防活動の記録及び報告に関すること。 4　広報活動に関すること。 5　車両、重機等借入調達に関すること。 6　各種通信に関すること。
水防各班	1　水防情報の収集及び報告に関すること。 2　河川の増水状況、危険箇所の状況調査及びその警戒に関すること。 3　水防活動の指揮に関すること。 4　増水状況の調査及び警戒員の配置に関すること。 5　水防工法の採用及び実施に関すること。 6　水防資材の応急調達に関すること。 7　危険地区住民に対する避難のための立ち退きの勧告及び指示の伝達、救助並びに誘導に関すること。 8　水防時における道路交通に関する情報の収集及び道路交通の確保等 9　その他、特に命ぜられた事項

第２節　水防機関の定員

水防機関の定員は、おおむね次の基準による。ただし、水防管理者が水防実施に支障がないと認める場合は、この基準以下に減じてもよい。

1　水防上特に重要と認められる箇所については、河川延長 20 メートルにつき１人

2　その他の箇所については、その延長 50 メートルにつき１人

（令和７年１月現在）

水防管理団体及び所管区域	名　　称	職員及び団員数	設置	
			自動車数（うち救急車数）	水防倉庫（うち代用備蓄場数）
伊　那　市	上伊那広域消防本部 伊那市消防団	65 774	20(4) 53(0)	15

※ 但し、上伊那広域消防本部職員数は、伊那消防署と高遠消防署の職員合計数。

第３節　水防関係機関の連絡系統

１　主な水防関係機関相互連絡系統

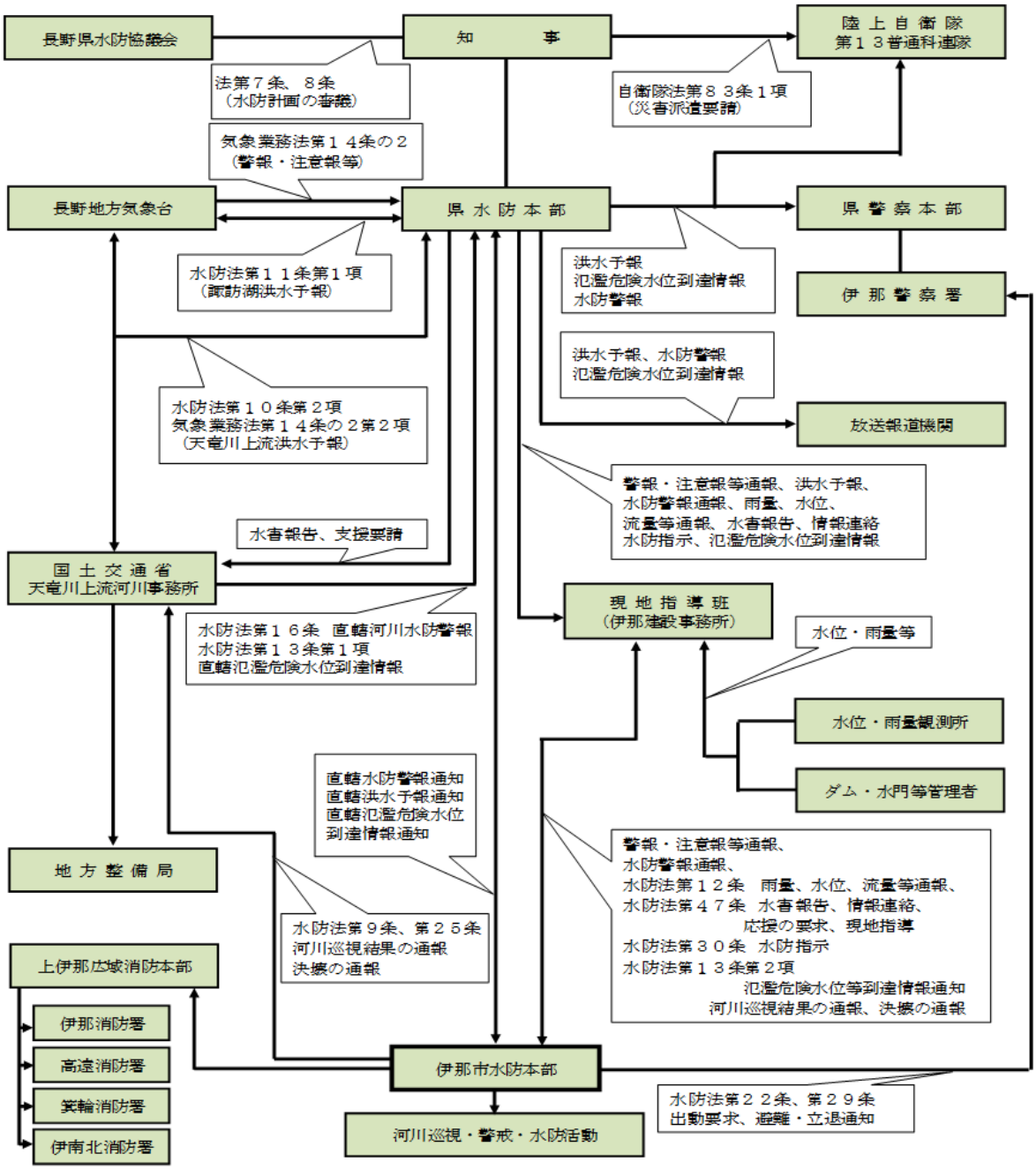

２　非常通信等連絡先

第１表「非常通信等連絡先及び関係機関連絡一覧表」

第３章　予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報

１　気象台が発表又は伝達する注意報及び警報等

長野地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通省中部地方整備局長及び長野県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報、警報については、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

指定河川洪水予報を除いた水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準、並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用警報	大雨特別警報 （警戒レベル５相当情報）	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当
水防活動用警報	大雨警報 （警戒レベル３相当情報）	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用注意報	大雨注意報 （警戒レベル２相当情報）	大雨による災害が発生するおそれがあると予測されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
水防活動用洪水警報	洪水警報 （警戒レベル３相当情報）	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報 （警戒レベル２相当情報）	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

※　警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

※　一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

※　夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル３に相当する。

2　伊那市の警報、注意報の発表基準（令和６年５月 23 日現在）

種類	発表基準	警報基準	注意報基準
大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	11	5
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	100	70
洪水	流域雨量指数基準	瀬沢川流域=4.5，棚沢川流域=7.4 戸谷川流域=4.4，小沢川流域=8.9 小黒川流域=7.3，犬田切川流域=5.5 猪ノ沢川流域=4，大沢川流域=5.1 三峰川流域=34.6，新山川流域=5.6 藤沢川流域=12.5，松倉川流域=5.7 山室川流域=8.9，黒川流域=19.4 大清水川流域=5.0，粟沢川流域=4.7	瀬沢川流域=3.6，棚沢川流域=5.9 戸谷川流域=3.5，小沢川流域=7.1 小黒川流域=5.8，犬田切川流域=4.4 猪ノ沢川流域=3.3，大沢川流域=4.1 三峰川流域=27.6，新山川流域=4.4 藤沢川流域=10.0，松倉川流域=4.6 山室川流域=7.1，黒川流域=15.5 大清水川流域=4.0，粟沢川流域=3.8
	複 合 基 準	戸谷川流域 =（5，3.7） 小黒川流域 =（5，6.4） 猪ノ沢川流域 =（5，3.4） 大沢川流域 =（5，4.5）	戸谷川流域 =（5，2.6） 小黒川流域 =（5，4.6） 猪ノ沢川流域 =（5，2.4） 大沢川流域 =（5，3.2） 三峰川流域 =（6，20.6） 新山川流域 =（5，3.5） 藤沢川流域 =（6，7.8） 天竜川流域 =（6，31.9）
	指定河川洪水予報による基準	天竜川上流（伊那富、沢渡）	天竜川上流（伊那富、沢渡）

【備考】

※土壌雨量指数基準は１km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

※洪水に係る基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。

※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。

※欄中、「○○川流域＝△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。

※「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に、それぞれ洪水警報、洪水注意報を発表する」ことを意味する。

3　大雨警報･洪水警報を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

種 類	概 要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要な警戒レベル２に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

4　その他の気象情報

種類	発表基準
早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県など）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土この情報が発表されたときは、土砂災害、及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。
台 風 情 報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがある場合や、既に影響を及ぼしている際に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
・全般気象情報 ・関東甲信地方気象情報 ・長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報･警報･注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報･警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため、「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

5　警報・注意報等の連絡系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の連絡系統

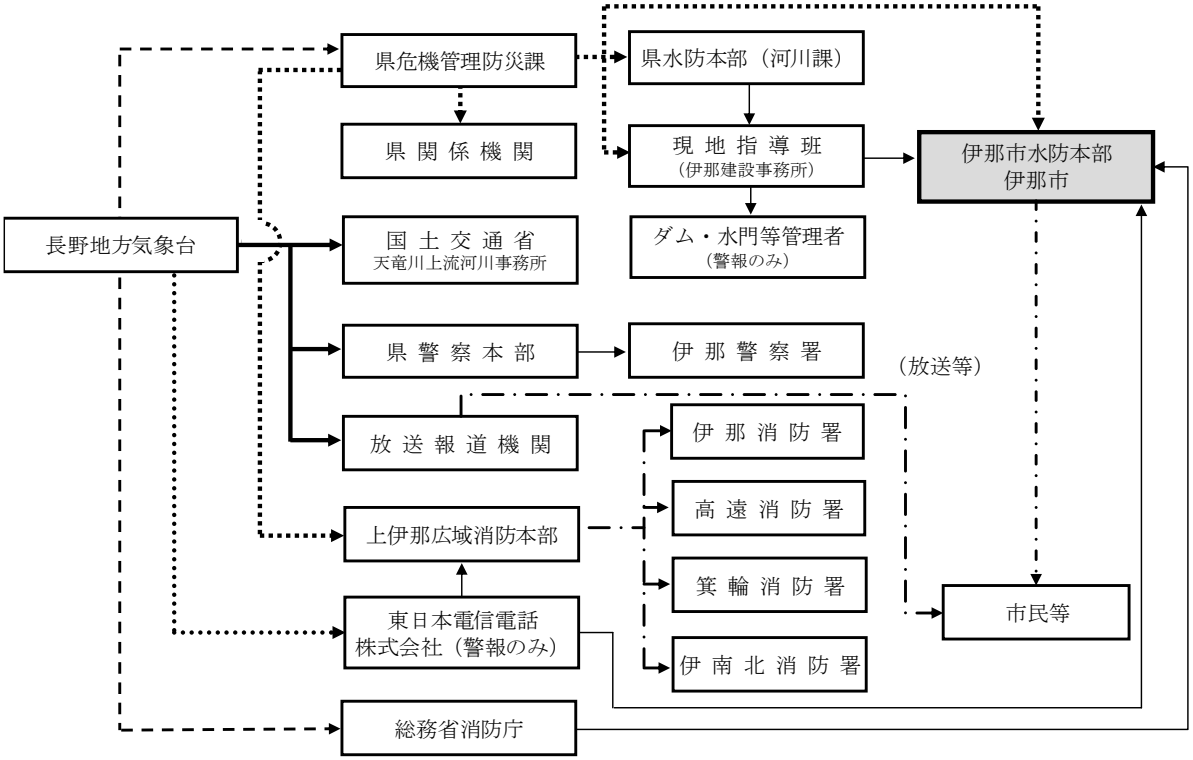

特別警報の伝達は、上記図に上伊那地域振興局からの「電話伝達」が加わる。

第２節　洪水予報河川における洪水予報

１　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準(臨時の洪水予報を除く)は、次のとおりである。

種類	情報名	発表基準
洪水警報(発表) 又は洪水警報	天竜川上流氾濫発生情報 (警戒レベル５相当情報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当する。
	天竜川上流氾濫危険情報 (警戒レベル４相当情報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときまたは、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	天竜川上流氾濫警戒情報 (警戒レベル３相当情報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

種類	情報名	発表基準
洪水注意報（発表） 又は洪水注意報	天竜川上流氾濫注意情報 （警戒レベル２相当情報）	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水注意報 （警報解除）	天竜川上流氾濫注意情報 （警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く） 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
洪水注意情報解除	天竜川上流氾濫注意情報 解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

2　国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1)洪水予報を行う河川、区域及び担当官署

予報区域名	河川名	区　　域	担当官署
天竜川上流	天竜川	左岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田 1697-2 地先 右岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から 左岸　飯田市龍江 7122-1 番地先 右岸　飯田市川路 4925 番の 5 地先(姑射橋)まで	天竜川上流 河川事務所 長野地方気象台

(2) 天竜川上流洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	距離標	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
天竜川	伊那富	210.6km 左　岸	上伊那郡 辰野町樋口	1.00m	1.50m	2.60m	3.10m	3.12m
	沢　渡	189.5km 左　岸	伊那市 東春近渡場	0.50m	0.90m	1.70m	1.80m	4.41m

氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位観測所に換算した水位のうち、一連の区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位若しくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

(3) 天竜川上流洪水予報の通知系統

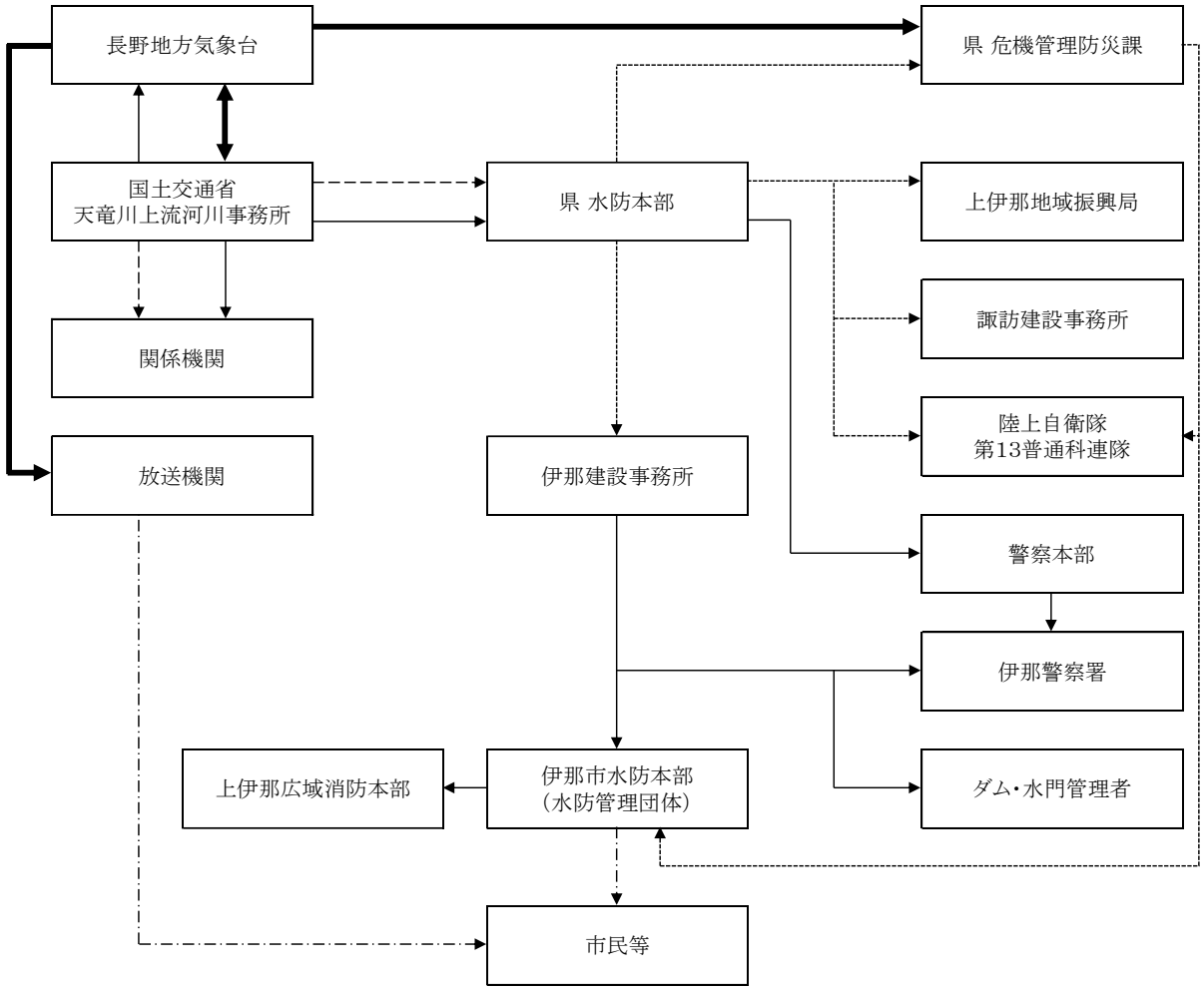

(注)　　は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝達システムによる伝達を示す。
は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。
は、その他による伝達を示す。

3　長野県と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域及び担当官署

河川名	区　　域	担当官署
諏訪湖	湖岸一円	県建設部河川課 長野地方気象台

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
諏訪湖	釜口水門 (諏訪湖)	1.50m	1.70m	2.00m	2.20m

(3) 洪水予報の通知系統（諏訪湖）

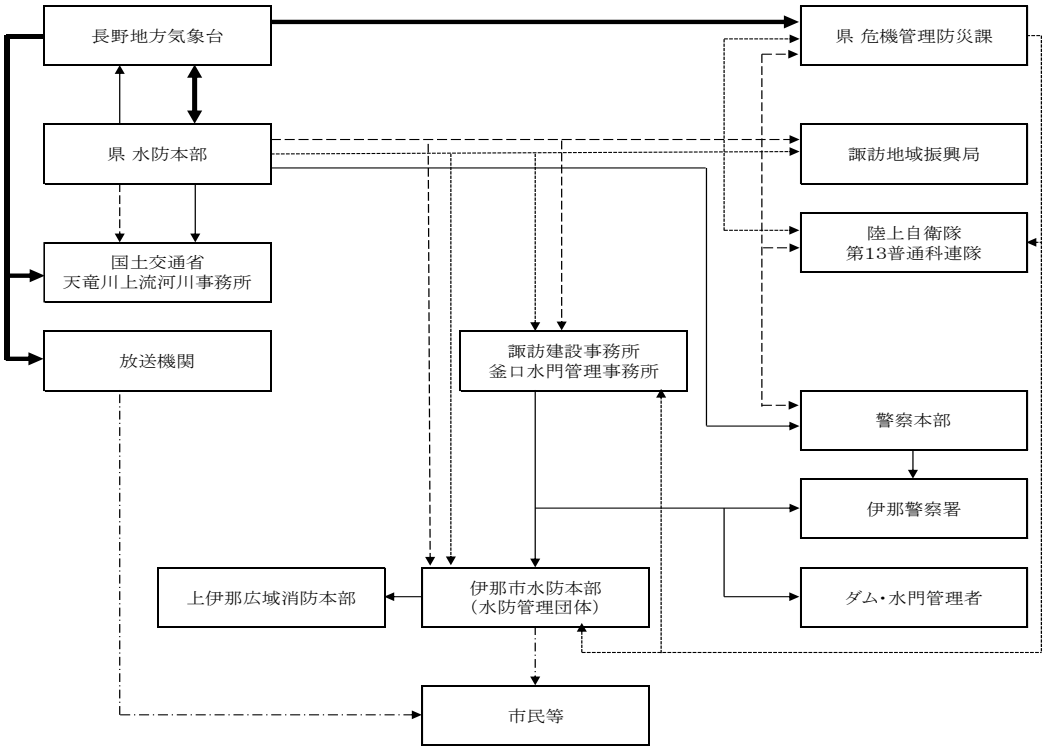

（注）　――――は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
----------は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
━━━━━は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝達システムによる伝達を示す。
- - - - - - - - - - は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。
-・-・-・-・-は、その他による伝達を示す。

第３節　水位周知河川における水位到達情報

１　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

情報名	発表基準
氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
氾濫危険情報 （警戒レベル４相当情報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当
氾濫警戒情報 （警戒レベル３相当情報）	避難危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当

情報名	発表基準
氾濫注意情報 （警戒レベル２相当情報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

２　国土交通省が行う水位到達情報の通知

（1）水位到達情報の通知を行う河川名、区域

法第 13 条第１項（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）の規定により、国土交通省が水位情報の通知を行う県内の河川は、犀川のみである。

3　長野県が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

法第 13 条第２項（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川

河川名	区　　域
天竜川	左岸　岡谷市湊（釜口水門） 右岸　岡谷市湖畔（釜口水門）から 左岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田（町道橋） 右岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田（町道橋）まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位　置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	担当官署
天竜川	下　浜	岡谷市湊	2.6m	3.7m	4.6m	5.0m	諏訪建設事務所長
	伊那富	上伊那郡辰野町樋口	1.0m	1.5m	2.6m	3.1m	伊那建設事務所長

※水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 37 号)附則第２条の規定により、同法施行(平成 17 年７月１日)の際に知事が指定している水防警報河川は、知事が指定する水位周知河川とみなされる。

(3) 水位到達情報の伝達系統

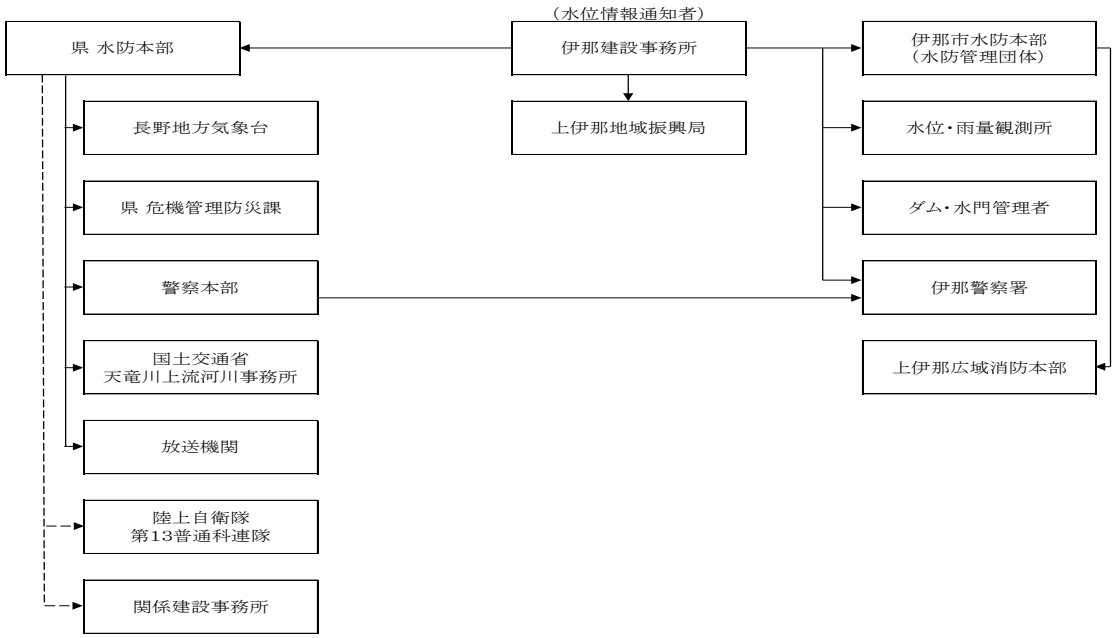

（注）――――は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。

----------は、防災行政無線によるファクシミリ又は電子メール伝達を示す。

第４節　水防警報等

１　安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。

２　洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種　類	内　　容	発　令　基　準
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に到達し、なお、上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

3　国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域及び担当官署

河川名	区　　域	担当官署
天竜川	左岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田 1697-2 地先 右岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から 左岸　飯田市竜江 7122 番の 14 地先 右岸　飯田市川路 4925 番の 5 地先(姑射橋)まで	天竜川上流河川事務所長

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機位置	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位
天竜川	伊那富	上伊那郡 辰野町樋口	1.0m	1.5m	3.10m	3.12m
	北　殿	上伊那郡 南箕輪村北殿	6.0m	6.5m		8.04m
	伊　那	伊那市 狐　島	3.5m	4.0m	5.5m	5.55m
	沢　渡	伊那市 東春近渡場	0.5m	0.9m	1.80m	4.41m

(3) 水防団出動等の段階及び水位(天竜川上流)

段　　階		第一段階	第二段階	第三段階	(適宜)
		準　　備	出　　動	解　除	状　況
		・水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備 ・消防団幹部の出動	・消防団員の出動	・水防活動の終了	・水位、雨量等水防活動に必要な状況
天竜川	伊那富	氾濫注意水位 1.5m	出動水位 2.2m で必要に応じて出動		
	北　殿	氾濫注意水位 6.5m	出動水位 7.0m で必要に応じて出動		
	伊　那	氾濫注意水位 4.0m	出動水位 4.5m で必要に応じて出動		
	沢　渡	氾濫注意水位 0.9m	出動水位 1.3m で必要に応じて出動		

(4) 水防警報の伝達系統（天竜川上流）

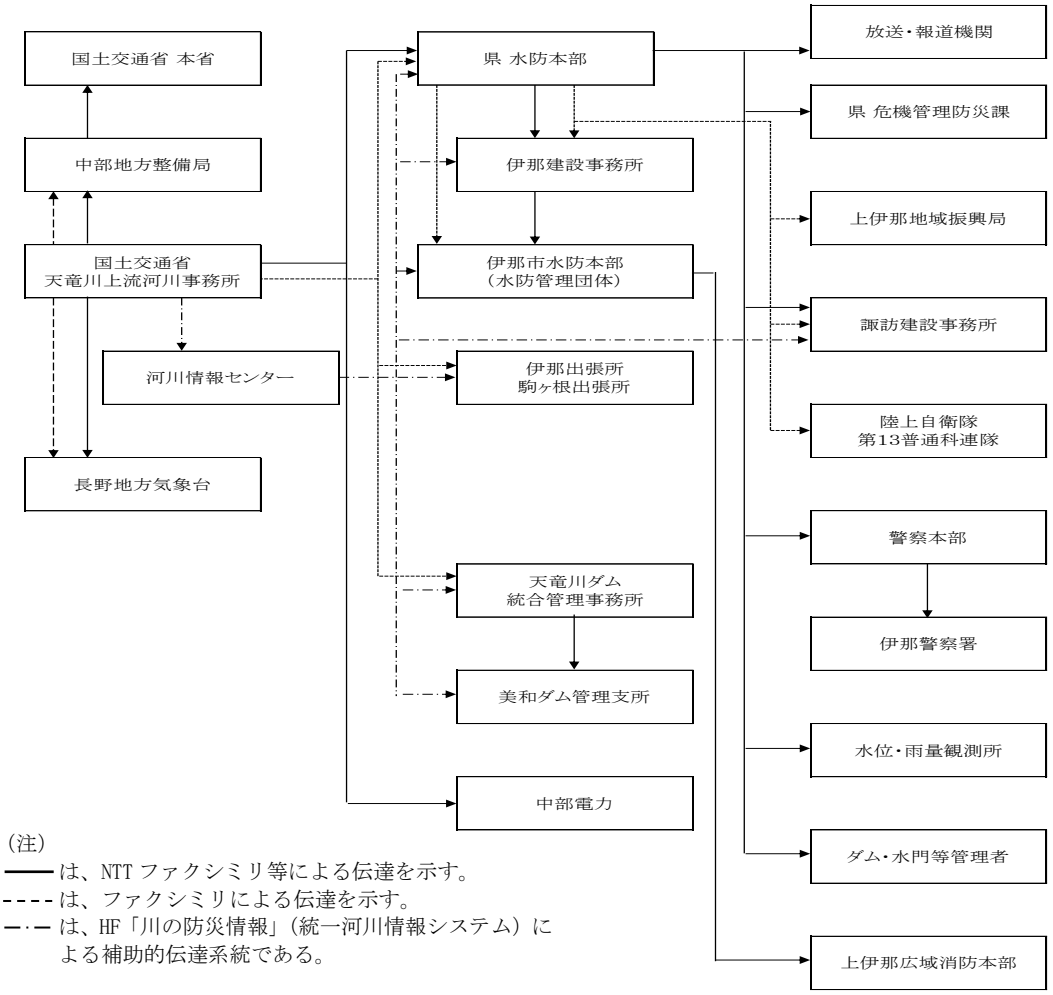

（注）
――は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
- - - -は、ファクシミリによる伝達を示す。
―・―は、HF「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統である。

4　長野県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区　　域
天竜川	左岸　岡谷市湊（釜口水門） 右岸　岡谷市湖畔（釜口水門）から 左岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田（町道橋） 右岸　上伊那郡辰野町大字平出字平田（町道橋）まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位　置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	担当官署
天竜川	下　浜	岡谷市湊	2.6m	3.7m	4.6m	5.0m	諏訪建設事務所長
	伊那富	上伊那郡辰野町樋口	1.0m	1.5m	2.6m	3.1m	伊那建設事務所長

(3) 水防警報の伝達系統

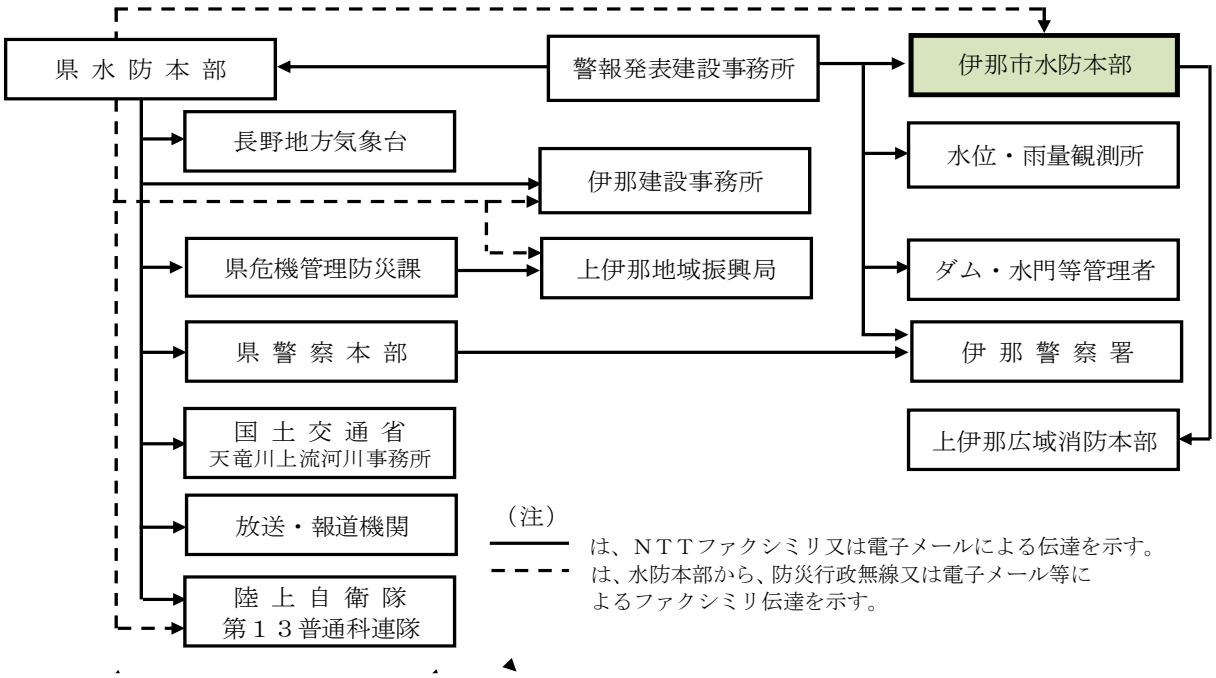

5　避難情報

(1) 避難情報の判断・伝達マニュアル（令和 3.5.20 一部改正）の「水害編 第２洪水等に対する避難情報の発令・解除基準」による。

(2) 台風接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難指示等の発令等に着目した天竜川タイムライン

第２表「台風接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難指示等の発令等に着目した天竜川タイムライン」

(3) 要配慮者利用施設への伝達先及び連絡担当課

第３表「浸水想定内にある配慮者利用施設一覧表」

第４章　水防活動

第１節　市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水・内水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理する。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	会議	体制	配備人員
警戒配備	・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。		・情報収集、こまめな情報発信 ・関係機関との連絡調整 ・状況の変化を想定し、体制整備 ・局所的、小規模事案に対応 ・避難所、避難支援体制を検討	伊那市地域防災計画に基づく各部の職員配備基準による。
第１配備	・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表され被害が予想されるとき。 ・台風による被害が予想されるとき。	災害対策連絡会議 開催者：危機管理監 災害警戒本部 決定者：市長	・高齢者等避難が出せる状態 ・指定避難所が開設・運営できる状態 ・関係機関・施設の状況を確認	
第２配備	・市内に相当規模の災害が発生、または発生するおそれがあるとき。 ・災害の規模が拡大するおそれがあるとき。	災害対策本部 決定者：市長	・避難指示が出せる状態 ・避難所運営ができる、また増設の準備 ・避難行動支援（広報活動等） ・避難行動要支援者対応 ・備蓄、支援物資整備・供給対策	
第３配備	・局地的に甚大な被害が発生したとき。 ・市内広域的で被害が発生したとき。 ・災害救助法が適用されたとき。		・正確な情報収集、積極的な情報発信 ・被害状況確認 ・インフラ等の応急処置 ・関係機関・施設の状況確認及び情報伝達 ・被災者支援（生活再建）の体制を構築 ・建物、宅地の応急危険度判定、被害認定調査（罹災証明発行）の体制を構築 ・廃棄物処理の体制を構築	

第２節　水防団の非常配備

１　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

区　分	基　　準
水防団員の動員基準	１　水防法の規定に基づき、天竜川上流河川事務所から水防警報が発せられたとき、又は水位が氾濫注意水位に達したとき。 ２　梅雨前線等の影響による豪雨によって河川の水位が上昇し、市域内に洪水、がけ崩れ等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。 ３　台風の接近により、市域内に暴風雨による洪水等の水災が発生し、又は発生が予想されるとき。 ４　長期にわたる降雨によって、ため池の決壊、がけ崩れ等による水災が発生し、又は発生が予想されるとき。 ５　集中豪雨により水害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ６　その他、水防管理者（市長）の判断で必要と認めたとき。
動員の方法	１　動員指令の発令は、消防団長が行なう。（消防団長不在時は、副団長） ２　水防管理者（市長）に報告し、その指示を受けて配備を指令する。 ３　上伊那広域消防本部に配備状況を通報する。
出　　動	１　消防団員は、動員の指令を受けたとき、又は災害の発生を知ったときは、直ちに指定場所に参集する。 ２　班長等の指揮により水防活動に従事する。

2　水防団（消防団）の活動体制は、次のとおりとする。

区　分	体　　制	基　　準
待　機	1　消防団長は、降雨の予測、河川水位の状況などの把握に努め、消防団員は、直ちに水防活動の準備に入ることができる体制にしておく。 2　水防活動を必要とする事態が予想される場合は、消防団副団長以上の幹部を水防本部に招集し、直ちに水防活動の準備ができる体制とする。 3　伊那市水防本部の指示があった場合又は分団長が必要と認めた場合、消防団分団長は、部長以上を招集して支所又は詰所に分団本部を設置する。 4　消防団分団長は、分団本部を設置した場合、伊那市水防本部に分団本部設置の報告を行うとともに一般団員に対しては、出動待機の指令を発し、鋭意情報の収集を行う。	①　天竜川の水位が、水防団待機水位に達した場合 ②　大雨又は洪水警報が発表され、災害の発生するおそれがある場合 ③　気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき ④　その他、災害の発生するおそれがある場合
準　備	1　消防団正副分団長、部長及び班長は、資材及び器具の整備、点検、団員の配備に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。	①　天竜川の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがある場合 ②　大雨又は洪水警報が発表され、河川の水位が堤防から１メートルまで上昇した場合 ③　大雨又は洪水警報が発表され、災害の発生するおそれがある場合 ④　雨量、水位その他河川状況により必要と認めるとき。
出　動	1　消防団員は、全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。 2　消防団員は、動員の連絡を受け又は災害の発生を知った時は、直ちに指定場所へ参集し、上司の指揮により迅速に水防活動に従事する。	①　天竜川の水位が、氾濫注意水位を超過し、出動水位を超えるおそれがある場合 ②　河川の水位が堤防から 60 センチメートルまで上昇した場合 ③　雨量、水位その他河川状況により、災害の発生するおそれがある場合
活　動	1　大雨又は洪水警報が発表され、災害が発生するおそれのある場合 2　消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。 3　消防団員は、動員の連絡を受け又は災害の発生を知った時は、直ちに指定場所へ参集し、上司の指揮により迅速に水防活動に従事する。	①　天竜川の水位が、出動水位に達し、さらに上昇するおそれがある場合 ②　大雨又は洪水警報が発表され、河川の水位が堤防から 60 センチメートルまで上昇した場合

第３節　出動指令・警報等の伝達系統

配備指令の伝達、配備担当者の招集及び人員

1　伝達系統

(1) 勤務時間内

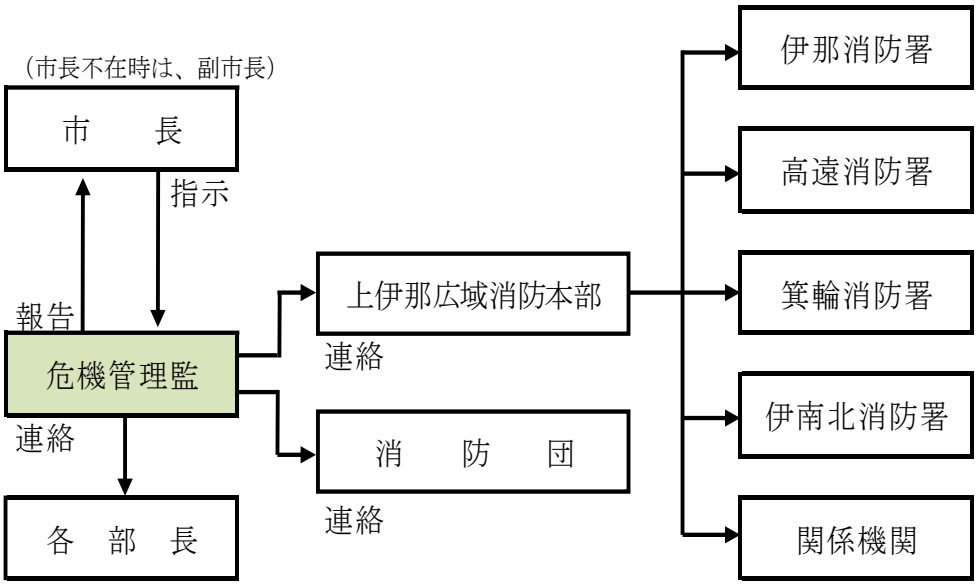

(2) 勤務時間外（夜間又は休日等におかる伝達系統）

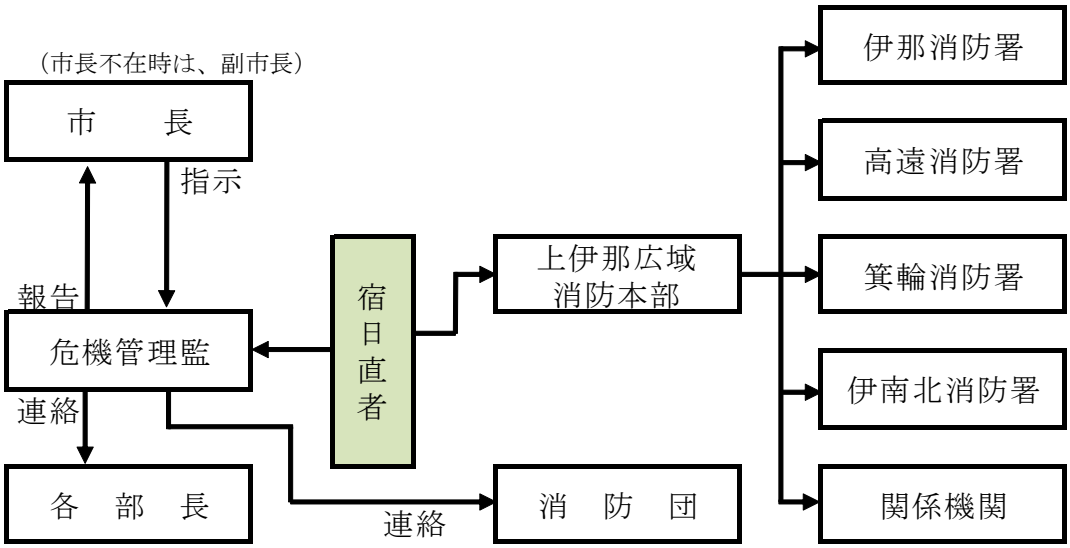

第４節　巡視及び警戒

１　平常時

水防管理者（市長）は、毎年１回以上管内全域にわたって巡視し、重要水防箇所など水防上特に重要な箇所については、関係機関の協力を求め、適宜の処置を執らなければならない。

(1) 巡視における重視事項

①法崩れ・すべりの有無

②漏水の有無

③水衝・洗掘の状況

(2) 優先して巡視すべき箇所

①重要水防箇所

第５表「重要水防箇所一覧表」

②出水による交通遮断が予想される橋梁

第６表「出水による交通遮断が予想される橋梁」

２　出水時

(1) 県水防本部から水防警報が発令されたとき、又は水防管理者（市長）が水防警戒を必要と認めたとき、水防管理者（市長）は、速やかに消防機関及び水防機関の長に連絡し、警戒に関する指令を発する。

(2) 消防団は、毎年出水期前に警戒の区分、方法等について協議しておくものとする。

(3) 県水防本部からの水防警戒の指示がない場合でも、一時的な豪雨等により、警戒を必要とする場合は、直ちに警戒にあたるとともに、速やかに水防管理者（市長）に報告する。

(4) 警戒にあたる者の遵守事項

①示された警戒要領の遵守

②危険箇所発見時の報告事項

ア：いつ　イ：どこで　ウ：どの程度　エ：緊急性は

③定時報告の実施（概ね 30 分、異常がなくても報告）

④隣接警戒区の警戒員との情報の共有（連絡、調整）

⑤警戒員交代時の確実な申し送り

第５節　水防作業上の心得

１　水防作業に従事する者は、出動前に身辺を整理し、万一家族が待避する場合における待避要領を家族に伝え、いったん出動した場合は、自らの生命が危険な場合を除き、命令がなくて部署を離れるなど、勝手な行動をとってはならない。

２　作業中は、上司の指示に従い、団体行動をとらなければならない。

３　作業中は、私事を慎み、言動に注意し、特に夜間は「洪水」、「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。

４　命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員等が緊張によって疲れないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮で

きるよう心掛けなければならない。

5　洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき又はその直後である。しかし、がけ崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が計画高水位の４分の３ぐらいに減水したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にする。

第６節　水防活動

1　雨量水位観測及び通報

消防団長は、気象状況によって相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、関係機関との連絡を密にして雨量の状況を把握し、水防管理者（市長）に報告し、必要に応じて関係機関等に通報する。水位の観測及び通報については、雨量の観測及び通報に準ずる。

2　監視及び警戒活動

消防団長は、水防警報が発表され、又は河川の水位が上昇して災害が発生し、若しくは発生が予想されるときは、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所を把握し、異常を発見した場合は、直ちに水防管理者（市長）及び消防署長に報告して、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

3　通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視及び警戒活動によって、異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報し、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

また、必要に応じ、下流の水防管理者に通報する。

第７節　安全の確保

水防活動（避難誘導、水防作業）は、消防団員自身の安全確保に留意して実施する。

配慮すべき事項は、次のとおりである。

1　無線機を携行させ、水防活動時の安否を確認する。

2　携帯ラジオ等により最新の気象情報を把握させる。

3　水防活動が長時間にわたるときは、団員を随時交代させて、疲労に起因する事故を防止する。

4　水防活動の範囲に応じ、監視員を適宜配置し、安全を確保する。

5　指揮者・監視員は、現場の状況を判断し、注意を喚起しながら、必要に応じて退避を含む具体的な指示を行って消防団員の安全を確保する。

6　指揮者は、不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避指示の伝達方法を消防団員に事前に徹底する。

7　水防活動を行うための訓練・研修等を行い、消防団員の安全意識の高揚を図る。

8　ライフジャケットの装備化を図る。

9　水防活動は原則として複数人で行う。

10　指揮者は水防団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員へ周知し、共有しなければならない。

11　出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第８節　被害情報の通報

1　堤防その他の施設が決壊した場合、当該区域の消防団分団長は、速やかに伊那市水防本部に決壊の状況を報告する。

2　水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長は、直ちに堤防等の決壊の状況を関係機関（天竜川上流河川事務所、伊那建設事務所、伊那警察署）及び氾濫のおそれのある隣接水防管理団体、その他必要な団体に通報する。

第１表「非常通信等連絡先 及び 関係機関連絡一覧表」

3　消防団分団長は、破堤、決壊、崩壊、浸水等による道路、耕地、家屋等に対する被害の状況を速やかに水防本部に報告する。

4　水防管理者（市長）は、洪水等により被害が生じた場合は、直ちに伊那建設事務所長を経由して県水防本部（県庁土木部河川課）にその概況を通報する。天竜川の場合は、天竜川上流河川事務所長にも通報する。

5　通報連絡系統

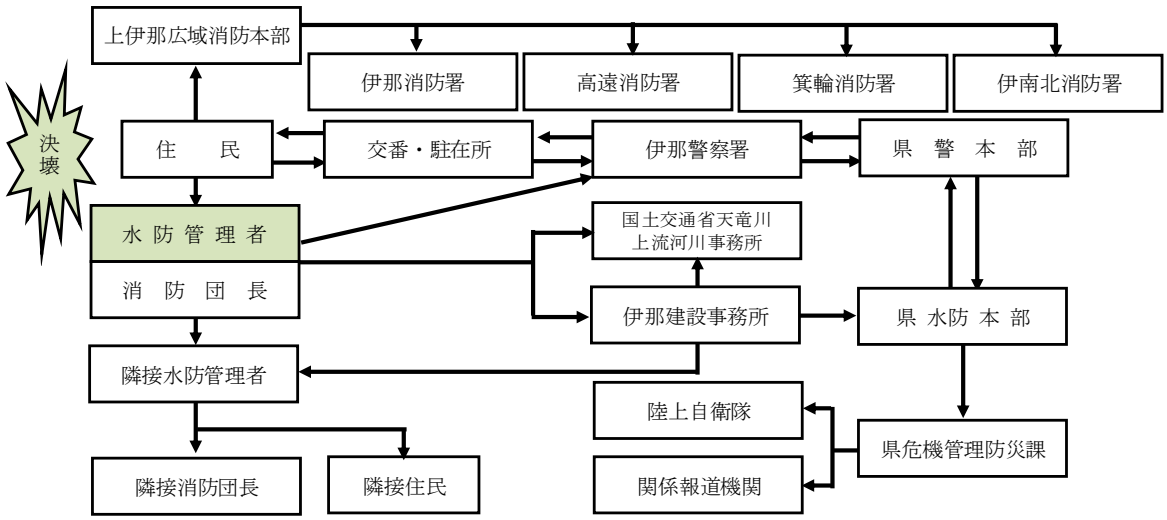

第９節　避難のための立ち退き

1　堤防等が決壊した場合又は決壊の危険に瀕した場合、あるいは、がけ崩れ等のおそれがある場合、水防管理者（市長）は、法第 29 条（立退きの指示）の規定に基づき、速やかに必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退き又はその準備を指示する。

2　水防管理者（市長）は、避難のため立ち退き又は準備を指示した場合、伊那警察署長にその旨通知する。

3　水防管理者（市長）は、伊那警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておく。

第 10 節　非常配備の解除

1　非常配備の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、県水防本部長又は水管理者（市長）が水防解除の指令をしたときとする。

2　消防団員は、非常配備の解除があるまでは、自らの生命が危険な場合を除き、当該部所を離れてはならない。

3　非常配備の解除を受けて、当該地域を管轄する分団長は、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに消防団長に報告する。

第 11 節　水防の報告

水防管理者（市長）は、法第 47 条第２項（報告）の規定により、水防に関する報告を知事から求められた場合、伊那建設事務所長を経由して、知事に提出する。

1　水防施設報告

水防倉庫等を設置又は代用施設を指定したときは、別紙 37「水防施設報告書」により、直ちに報告する。

2　水防資器材の備蓄状態報告

水防資器材の備蓄状態を別紙 38「水防資器材備蓄報告書」により、２月、６月、８月、12 月末現在を翌月 10 日までに報告する。

3　水防組織報告

水防団等の組織が設けられたときは、必要書類を添付して報告する。

4　水害報告

被害の都度、別紙 39「水害報告」により速報する。

5　水防てん末報告

水防実施後 10 日以内に、水防の実施状況を別紙 40「水防てん末報告」により、伊那建設事務所長を経由して知事に報告する。

第 12 節　水防訓練

水防管理者（市長）は、出水期前に１回以上伊那建設事務所長の指導により水防訓練を実施する。訓練要領は、次の基準により伊那建設事務所長と協議の上、水防管理者（市長）が定める。

1　洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得

2　洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、又は出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練

第５章　重要水防区域・ダム・水門等

第１節　重要水防区域

「重要水防区域」とは、洪水時において、決壊、越水等の危険が予想される区域であり、水防上特に警戒を要する区域である。

第４表「重要水防区域評定基準」

第５表「重要水防区域一覧表」

第２節　出水による交通遮断が予想される橋梁

出水による交通遮断が予想される橋梁は、伊那市内に 74 箇所ある。

第６表「出水による交通遮断が予測される橋梁」

第３節　ダム・せき・水門の操作管理

１　水防上重要なダム、水門

水防上重要なダム（高遠・美和ダム）及び水門等は、市内に 12 箇所ある。

２　操作等

ダム、せき、水門、樋門等の管理者は、水防警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況等により、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規定に基づき、的確な操作を行うものとし、その操作に当たっては、それぞれ定められた通報先に連絡したのち、行わなければならない。

第７表「水防上重要なダム、水門の操作」、第８表「天竜川の排水ひ管等操作基準」とおりである。

３　緊急時の措置

洪水等によりダム等が、破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置する。

第４節　ダム・水門等の放流通報

１　美和ダム

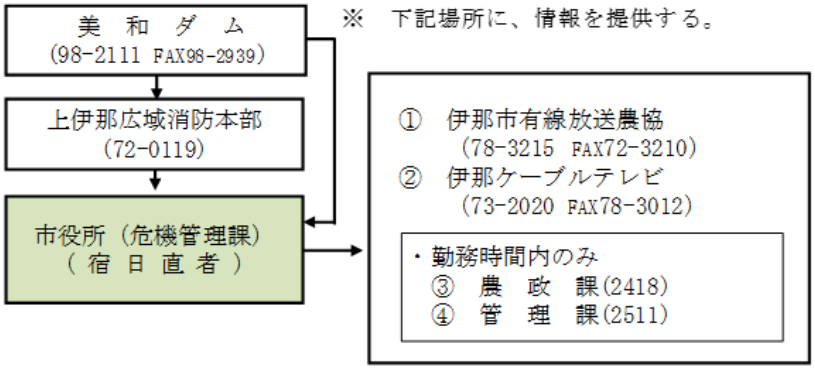

(1) 美和ダムから電話による通知・情報の提供があった場合は、ＦＡＸ様式別紙「14～21」に記入し各方面に情報等を伝達する。

(2) 美和ダム警報設備の利用

市が美和ダム警報設備等を利用する場合の手順は、別紙 22「美和ダム警報設備等利用フロー」のとおりである。利用の要請は、別紙 23「美和ダム放流警報設備の利用要求書」により行い、要請後に、別紙 24「美和ダム放流警報設備の操作結果報告書」により美和ダム管理支所から報告を受ける。

2　高遠ダム

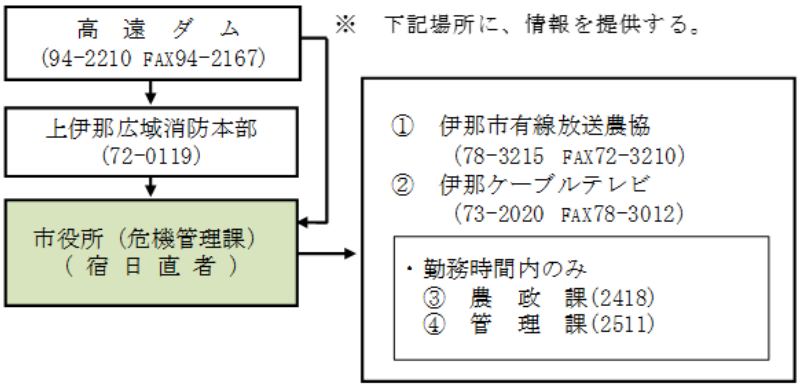

※　高遠ダムから、電話による通知・情報の提供の場合は、各方面に情報等を伝達する。（市からの情報提供の様式はない。）

3　釜口水門

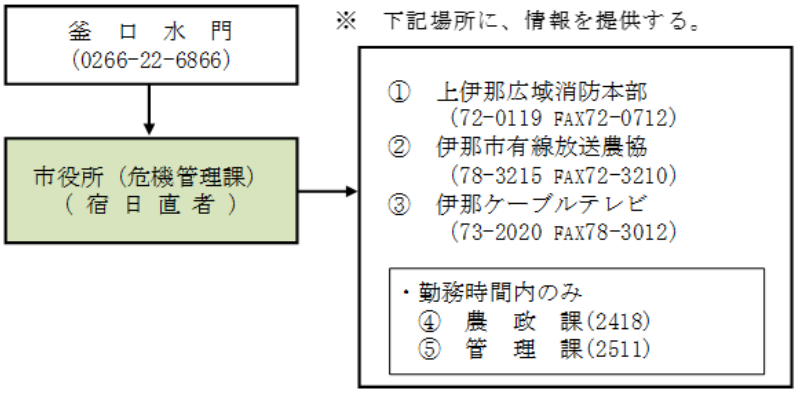

※　釜口水門から、電話による通報の場合は、別紙 35「釜口水門放流に関する通知」に記入し、各方面に情報等を伝達する。

4　小黒川堰堤放流情報　　※　下記場所に、情報を提供する。

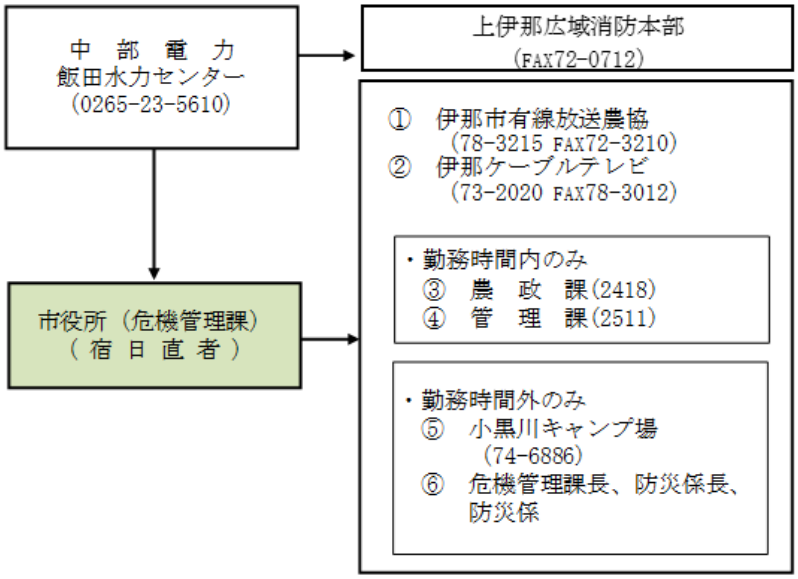

※　ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正操作をはかり、水害の軽減、防止に努めなければならない。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時、又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行い、特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、所轄建設事務所、下流地域の水防管理者、ＪＲ等に迅速に連絡を行うものとする。

1　洪水警戒時における措置

気象庁が「台風に関する気象情報」や「大雨に関する全般気象情報」を発表した場合、ダム管理者は事前放流の実施態勢に入り、ダム上流の予測降雨量を監視し、予測降雨量がダムごとの基準降雨量を上回る場合、事前放流を開始する。

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行なう。

2　洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調整可能なダムについては洪水を調整し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する。

3　緊急時の措置

洪水時、ダム等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

第６章　水　防　施　設

第１節　水防倉庫及び資器材

１　水防倉庫は、第９表「水防倉庫一覧表」のとおりである。

２　水防倉庫に備蓄されている資器材の整備状況は、第 10 表「水防倉庫備蓄一覧表」のとおりである。

第２節　水防倉庫及び資器材の管理

１　水防倉庫の管理は、伊那市役所危機管理課がこれにあたる。

２　水防管理者（市長）は、水防資器材確保のため、年１回資器材の状況を調査するとともに、資器材を有する業者を把握し、緊急時の調達補給に備える。

３　水防管理者（市長）は、資器材の確保のため重要水防区域近在の竹立木、木材等を調査するとともに、緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備える。

４　備蓄資器材が、使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充を行う。

５　水防管理者（市長）は、備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資器材を、国土交通省天竜川上流河川事務所長又は伊那建設事務所長の承認を受けて使用する。

６　使用水防資器材の補てんは、市が行う。但し、状況により当該区域の関係者に、一部負担を依頼することができる。

第３節　通信連絡

１　水防通信施設

水防のため必要な通信連絡は、防災行政無線の設置されているところは無線通信とするが、交信のできない場合は、有線通信とする。防災行政無線の設置されていないところは、加入電話、携帯電話等の通信方法とするが、必ず予備連絡手段を考慮しておかなければならない。

２　災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は、被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第 27 条第２項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第８条第１項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

３　その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

(1) 警察通信施設
(2) 国土交通省関係通信施設
(3) 鉄道関係通信施設
(4) 電気事業通信施設
(5) その他の通信施設

第４節　非常輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理者（市長）は、市内の重要水防箇所におけるあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成し、伊那建設事務所長に提出しておく。

(1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
(2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図

また、近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第７章　水位、雨量観測施設・通報

第１節　水位観測施設・通報

１　天竜川水系水位観測所の位置、種別は、次のとおりである。

所　　属	観測所名	河川名	位　　置	機　　材
天竜川上流河川事務所	伊那富	天竜川	上伊那郡辰野町樋口	水位テレメーター
	北　殿		上伊那郡南箕輪村北殿	
	伊　那		伊那市下新田	
	沢　渡		伊那市東春近渡場	
天竜川ダム統合管理事務所	鷹　岩	黒　川	伊那市長谷黒川	水位テレメーター
	杉　島	三峰川	伊那市長谷杉島	
	高　遠		伊那市高遠町西高遠	
	美　和		伊那市長谷非持	

２　県からの水位通報

(1) 通報の開始

水位が上昇し、水防団待機水位に達したときから開始となる。

(2) 通報の終了

水位が下降し、水防団待機水位以下に下がったときに終了となる。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時１時間ごとに、その時刻の水位変動状況、天候及びその他が通報される。

(4) 随時通報

ア　氾濫注意水位通報

水位が上昇し、氾濫注意水位に達したときは、定時通報にかかわらず、直ちに通報し、その後の上昇についても定時通報のほか、随時その時刻と水位が通報される。

イ　最高水位通報

水位が最高水位に達したと認められたときは、定時通報にかかわらず、その時刻と水位が通報される。

ウ　異常通報

その他急激な水位の変動、河川の異常等は、その都度通報される。

３　県の水位公表

「長野県河川砂防情報ステーション」

（URL http://www.sabo-nagano.jp/dps/）で公表。

４　危機管理型水位計

国及び県では、地域単位で氾濫の危険がどの程度切迫しているのかを直接把握するため、危

機管理型水位計の設置を進めている。

現在、天竜川には伊那市内に 11 箇所、伊那市境の南箕輪村に２箇所、伊那市境の宮田村に２箇所の危機管理型水位計が設置されている。

危機管理型水位計の情報は、「川の水位情報」サイトで、リアルタイムに確認できる。

パソコン、スマートフォンのサイト　https://k.river.go.jp

第２節　雨量観測施設・通報

１　雨量観測所の位置、種別は、第 11 表「雨量観測所一覧表」とおりである。

２　県からの雨量通報

(1) 通報雨量

ア　24 時間以内に 50 ㎜以上の降雨があったとき。

イ　連続雨量が、80 ㎜の降雨があったとき。

ウ　前各号の通報発信後、なお引き続き降雨のあったときは、以後標準時１時間ごとに通報される。

(2) 通報の開始

雨量が通報雨量に達したとき、又は伊那建設事務所長から通信開始の指示を受けたときから開始される。

(3) 通報の終了

降雨がなくなったとき、又は伊那建設事務所長から通報終了の指示を受けたときに終了となる。

(4) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時１時間ごとに、その時刻の雨量、変動状況、天候、及びその他が通報される。

(5) 随時通報

前各号通報発信後、30 ㎜以上の降雨があったときは、その都度、時刻、雨量及び降雨状況が通報される。

３　通報系統

通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統図に拠りがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に通報する。

第３節　水位情報の収集提供システム

１　水位・雨量の収集及び提供

県水防本部では、県内各地に設置された水位、雨量テレメーター局の観測値を収集する。

次の場合、必要に応じて関係機関へ通報される。

(1) 水位については、水防警報が発令されているとき。

(2) 雨量については、警報・注意報の発表中であって、水防管理者等から要請があったとき。

２　情報収集の方法

情報収集は、次の方法により行われる。

観測所 所属機関	種類	情報収集手段	収集所要時間	備考
長野県	雨量 水位	①長野県水防情報システム ②長野県ＨＰ 「長野県河川砂防情報ステーション」 ③国土交通省ＨＰ 「川の防災情報」 ④建設事務所からの通報	毎正時から５分程度 （②は、毎正時から 10 分程度）	一部はＨＰ「川の防災情報」からも入手可能
国土交通省	雨量 水位	①統一河川情報システム ②国土交通省河川事務所からの通報	10 分おきに 10 分程度	
気象台	雨量	①気象庁ホームページ ②県危機管理防災課経由	毎正時から 5 分程度	

３　情報収集用機器の設置箇所

水防情報収集機器は、次の県機関にも設置されており、いずれも水防本部と同一の情報を収集している。

必要に応じて、これらの機関へ情報の提供を求めることもできる。

機器の種類	設置機関	備考
長野県水防情報システム端末機	建設事務所	
統一河川情報システム端末機 又は ＨＰ「川の防災情報」 （統一河川情報システム）	建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体	

第４節　水位及び雨量の通報系統図

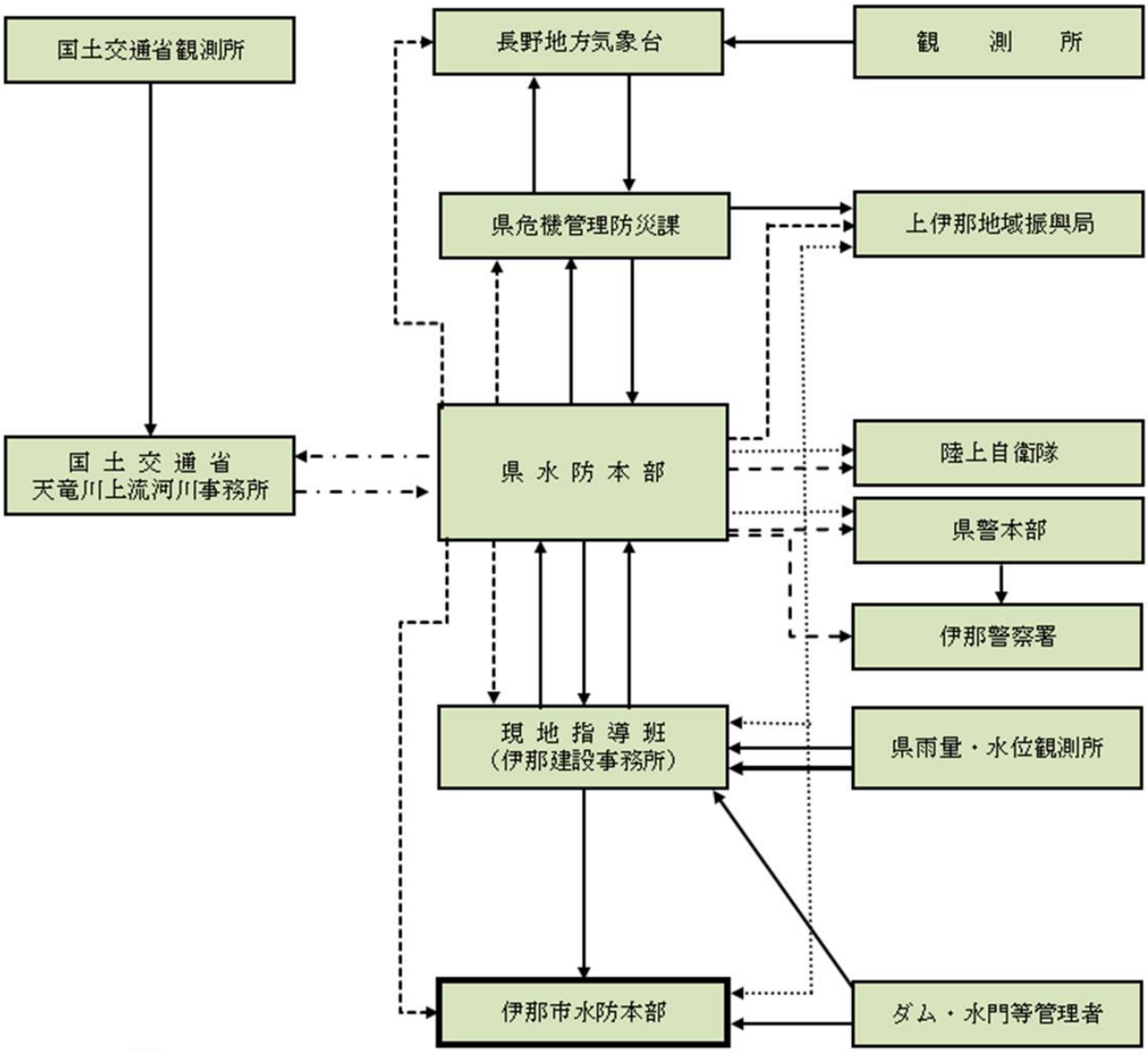

（注）

――― は、オンライン又はＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

…… は、ファクシミリによる伝達を示す。

――― は、長野県水防情報システムを示す。

－・－・－ は、統一河川情報システムを示す。

------ は、長野県ＨＰ「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第８章　協　力・応　援

第１節　応援による水防活動の実施

１　水防管理者(市長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できないとき、又は対処できないことが予測されるとき、緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に応援を要請し「広域相互応援」により水防活動を行う。

２　応援要請

「伊那市受援計画（3.3.31)」による。

３　水防管理者(市長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「伊那市地域防災計画第５章第４節（ヘリコプターの応援要請)」及び「ヘリ要請マニュアル（29. 7.18)」により、要請する。

４　他の市町村から水防について応援を求められた場合、又は知事から指示があった場合、水防管理者（市長）は、市の水防に支障のない限りこの求めに応ずるものとし、行動等については、応援を求めた水防機関の所轄のもとに行わせる。

第２節 警察官の援助要求

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、伊那警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ伊那警察署長と協議しておくものとする。

第３節　自衛隊の災害派遣要請

水防管理者（市長）は、水防上必要があるとき、又はその被害が甚大と思われるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。要請の方法は、「伊那市地域防災計画第５章第５節（自衛隊災害派遣要請）」による。

第４節　国（河川事務所、地方気象台等）との連携

１　水防連絡会

市は、県や国土交通省天竜川上流河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予・警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

２　ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省天竜川上流河川事務所及び天竜川ダム統合管理事務所とのホットラインにより、また気象状況については長野地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

３　災害対策車両等の要請

水防管理者(市長）は、必要があると認めるときは、天竜川上流河川事務所に排水ポンプ車、照明車等の特殊車両の出動を要請する。

第５節　住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第９章 費用負担と公用負担

第１節　費用負担

１　費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

但し、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

２　利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村が協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第２節　公用負担

１　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木その他の資器材の使用若しくは収用

(3) 車両その他の運搬用機器の使用

(4) 工作物その他の障害物の処分

(5) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証をそれぞれ携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

伊那市水防団 ○○部長
氏　　名

上記のものに　　区域における水防法第 28 条第１項の権限を委任したことを証明する。

年　月　日

水防管理者　白 鳥　孝
伊那市長　　㊞

(6) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書

第　　号

種　類　　員　数

使　用　　収　用　　処　分

年　月　日

水防管理者　　伊那市長　　白 鳥　孝

事務取扱者　　氏　　名　　㊞

(7) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 10 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第１節　洪水対応

１　洪水浸水想定区域の状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川及び一級河川において洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

天竜川浸水想定区域図

（平成 28 年 12 月公表：国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所）

天竜川水系浸水想定区域図

（令和 5 年公表：長野県）

２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

伊那市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 避難場所、その他の避難場所、及び避難路、その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水及び内水に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

ア地下街等（地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で、その利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を図る必要があると認められるもの

イ要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、資料３－１表のとおりであり、洪水時には職員及び利用者の円滑かつ迅速な避難ができるよう避難確保計画の修正・

充実の支援をする。

3　洪水ハザードマップ

市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域を示した洪水ハザードマップ（防災ハンドブック）を作成し、各世帯に配付及び市公式ホームページに掲載している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第１項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行う。

さらに、法第 15 条の２第９項の規定により、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告する。

なお、現在、本市において該当する地下街等はない。

5　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第１項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告することとする。あわせて、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、当該自衛水防組織の構成員等について市長に報告することとする。

さらに、法第 15 条の３第７項の規定により、自衛水防組織を置くよう努める。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、資料３－２表のとおり、安心安全メールや防災アプリの配信による他、必要に応じて関係する各課からの電話連絡である。

6　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第１項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模

工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、法第 15 条の４第１項の規定により、自衛水防組織を置くよう努める。

大規模工場等の所有者又は管理者は、計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市長に報告することとする。

なお、現在、本市において該当する大規模工場等はない。